

明治期の大阪大川納涼場の営業実態及び 市内遊所とのつながり

山口 匡輝¹・林 倫子²

¹学生会員 博士課程前期 関西大学大学院理工学研究科
(〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3-35, E-mail:k163017@kansai-u.ac.jp)

²正会員 准教授 関西大学環境都市工学部
(〒564-8680 大阪府吹田市山手町3丁目3-35, E-mail:mhayashi@kansai-u.ac.jp)

本研究では、歴史的な都市における水辺の位置づけを検討するため、かつての大阪に存在した水辺の盛り場である大川納涼場をとりあげ、大川納涼場の営業実態および周辺市街地や市内遊所とのつながりを明らかにした。大川納涼の営業は6月から8月にかけて盛んであり、警察より営業許可を受けた仮設店舗の橋上納涼、涼み船などの営業者が多く参入し、水上警察による風紀の取締りがなされていた。また、市内各川筋の遊所や船着場から、通船を利用して納涼客を大川に招くという広域的なつながりが、大川納涼場の賑わいを支えていた。

キーワード : 水辺空間, 盛り場, 大阪, 大川, 納涼

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

近年の水辺整備では、ミズベリングプロジェクトやかわまちづくりの取り組みに代表されるように、水辺とまちの融合、水辺と周辺市街地とのかかわりやつながりの再構築が目指されている。その際には、地域や水辺の歴史や文化を参照することが重要とされており、例えば国土交通省の「かわまちづくり支援制度要綱」¹⁾では、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」を、良好な空間形成に活かすべきであるとしている。

このような需要に対し、水辺の景観や空間の歴史の解明を目指した研究は一定数存在し、これまでさまざまな知見を提供してきた。ただしその成果の多くは、たとえば大阪に着目した研究に限ったとしても、水辺の利用・アクティビティ²⁾³⁾、生業や生活文化⁴⁾⁵⁾⁶⁾、構造物や空間のデザイン⁷⁾⁸⁾など、あくまで水辺空間そのもの、あるいは水辺空間を舞台とした出来事の実態解明に重きが置かれてきた。しかし、水辺とまちとが一体となった社会を創造するには、これら水辺空間やそこでの出来事が、その水辺を有する都市においてどのような位置づけにあるのか、より総合的な観点から検討し、水辺のあり方について考えていく必要がある。

そこで本研究は、かつて大阪という大都市に存在した、大川納涼場という水辺の盛り場を取り上げる。都市において納涼場が成立したメカニズムに迫るため、大川納涼の営業実態について明らかにする(2章)。さらに、水辺の遊び場であった大阪大川納涼場と大阪の娯楽産業との関係性として、大川納涼場と市内遊所とのつながり(3章)を明らかにすることを目的とする。

(2) 大川納涼場を取り上げる意義

『淀川兩岸一覽』⁹⁾などの文献に描かれたように、かつての大阪では、水辺が周辺市街地と一体的に、かつ多様に利用されていた。その象徴とも言えるのが、三都納涼の一つにも数えられた大川納涼であった。大川納涼は江戸の明暦年間から始まったとされ¹⁰⁾、その賑わいは明治終わり頃まで続いたのではないかと推測される¹¹⁾。特に大川兩岸と各橋上の納涼店、そして水面を埋め尽くすほどの納涼船による舟遊びの情景が知られ、現在の大川に架かる天神橋から堂島川・土佐堀川に架かる難波橋の間が、特に賑わいの中心であったとされる¹²⁾。

大川納涼に関する既往研究には、一時期のみ開設された、天神橋・難波橋間の中洲納涼場の開設経緯を明らかにしたもの¹³⁾があるが、大川納涼と都市と

の関係に着目した研究は少ない。1950年ごろからさかんに発行された郷土誌・郷土研究類¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾には、大川納涼についてある程度記述がある。しかし、いずれも納涼に客として参加する立場であった市民らによる回顧的な情景描写であり、納涼場という一大娯楽産業を支えた各種営業者の立場、あるいはそれらを管理・規制する側の立場から、大川納涼の営業実態を解明しようとしたものはない。

(3) 研究手法

本研究では、大阪朝日新聞を資料として主に用いる。新聞記事という資料の性質上、その情報は必ずしも網羅的ではないものの、花街や各行事の報道の一環として納涼場の賑わいに触れた記事、納涼営業の規制報道、納涼に関する社説、読者投稿などがあり、納涼期間中は頻繁に記事に取り上げられている。納涼の様子や納涼にまつわる細かな制度変更、実際の営業状況などが、断片的ながらもうかがえる。

新聞記事の調査対象期間は、同新聞の発刊された1879(明治12)年から、第5回内国勸業博覧会が開催され京都の鴨川納涼場でも遊びが近代化し始めた¹⁸⁾1903(明治36)年までの、実際に営業が行われていたと思しき6~9月、および納涼店の出願に関する報道が多い5月とした。多くの研究の指摘するように¹⁹⁾²⁰⁾、大川納涼は近世から明治にかけて行われていたが、明治期の納涼が近世のそれと全く同じであったかどうかはわからないため、近世の納涼については別途検討が必要である。

調査の結果、大阪市内の納涼に関する記事220件が収集できた。このうち大川納涼の営業実態に関する記事が28件、その内大川納涼場と市内遊所とのつながりに関する記事が15件、大川納涼の回遊ルート、アクティビティに関連する記事が5件であった。また、各記事の情報の補完のため、納涼について記した旅行記、あるいは戦後に記された郷土史研究の成果も参考にした。

2. 大川納涼の営業実態

(1) 大川納涼場の営業期間

大阪大川納涼の営業期間に明確な定めはなく、業種によっては、営業者は時期や場所に特段の制限なく営業できたものと推測される。ただし、道路上での営業許可が必要であった橋上納涼店は、1887(明治20)年の記事²¹⁾によると、例年6月1日~9月30日の期間のみ出店が許可されていたようである。なお、同年代の京都鴨川納涼場の場合、気候によって多少変更はあるものの、基本的に6月前半から7月初頭に出店や床掛けが多くなっていき、8月後半から9月前半にかけて営業を終了する店が出始める様

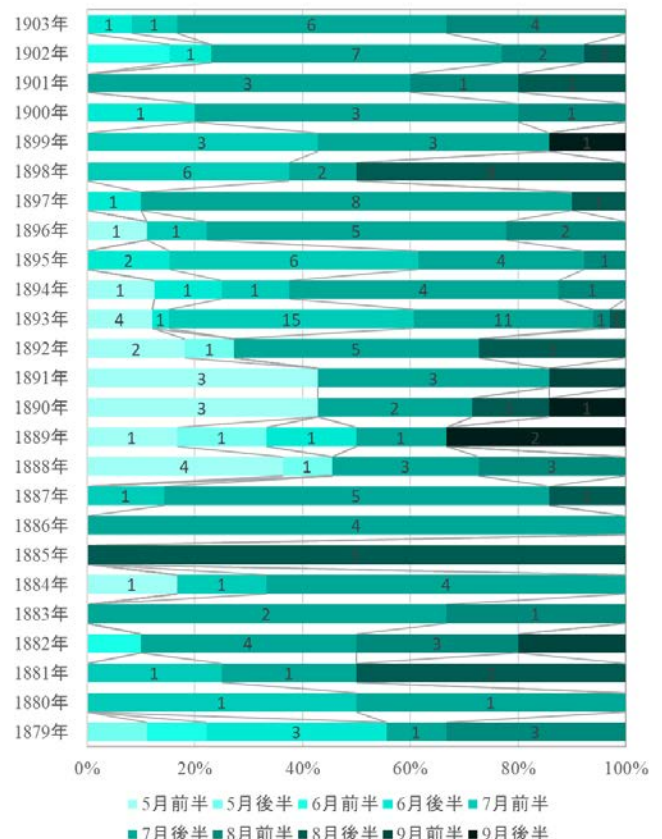


図-1 大阪市内の納涼に関する記事件数

子が見られたという²²⁾。収集された新聞記事の掲載日は6月前半から8月後半が多くなっており(図-1参照)、大川納涼も6月から8月にかけて営業が盛んであったものと推測される。

(2) 大川納涼場での各種営業

納涼営業の業種について、京都の鴨川納涼場では、東西沿岸に店舗を構える席貸や料理屋等の営業者と納涼期間にのみ鴨川川中に出店する営業者の、大きく2者に分類できたことが指摘されている²³⁾。すなわち、前者が常設の納涼店、後者が仮設の納涼店にあたる。

大川納涼場における常設の店舗は、大川の南北沿岸に連なる宿屋兼料理屋であった。後年の郷土誌類や郷土史研究にもよく登場するなど、大川納涼の光景として有名であったのは、納涼期間中のみ橋上に設置された仮設納涼店と、涼み船の賑わいであった。仮設店舗は、橋上の他にも、中之島公園地、中洲、川岸などにも設置されていたほか、納涼場に店舗を持たない行商人もいた。

a) 仮設店舗の営業者

橋上の納涼店を後年に描いた絵が、図-2である。橋爪²⁴⁾によると、「大阪名物の第一に数えられていたいわゆる『三大橋』、すなわち天満橋、天神橋、浪花橋などの橋の上では、納涼めあての客を当て込んで、露天商が橋の両側にズラリと屋台をならべた」とい

う。また、『中之島誌』²⁵⁾にも、「早くも夕闇迫る頃、風一つない町々から此の辺りに遁れて或いは濱側、橋の上かけて一杯一文二文の甘酒、飴湯、枇杷茶湯、豆茶、餅茶、麦茶、はつたい茶、香煎茶、ぜんざい、汁粉などの熱きものに涼を呼び漸く世移って冷さを求めて、錫器、田子桶に入れた清水、砂糖水、若しくは西瓜、寒水、偕はずし、汁粉なども求めるものがあつた」と書かれている。多様な飲食物が販売されていたようである。

橋上納涼店は、大川だけでなく市内各川にかかる橋の上に出店されており、その出店管理は各地の警察署が行っていたという。警察署は、管轄する橋の上への出店の出願届を5月頃から募り、5月半ば頃に抽選制で出店者を決めていたようだ。実際に1896(明治29)年²⁶⁾の記事に「南警察署の管轄部内に橋上に氷店甘酒店等を出す處十四ヶ所ありて一箇の橋に二箇所より六箇所までの出店を許可すれば六十餘箇所となる此出店を見当に許可を願ひ出る者例年五月一日警察署に山をなし千四五百人づつもありて同月十五、十六の両日籤引にて許可するを当籤者のうちに勝手に他人譲ったり売ったりする者あるを以て当年は一箇所につき一人づつしか願書を受け付けにならぬ(後略)」とある。図-2の天神橋のような大川上の橋でなければ、橋1本につき2~6箇所の出店であり、橋の両詰に1~3箇所ずつくらいの出店数ということになる。14本の橋で合計60箇所あまりという枠に1,400~1,500人の応募という非常に高倍率であったことから、橋上は人気の出店場所であったこと、また、営業者間での営業権の転売などの問題があり、警察側が対応に苦慮していた様子もうかがえる。

仮設の納涼店の営業者は、納涼期のみ大川に現れる者たちであったようである。例えば1891(明治24)年の雑報記事には、人力車を辞めて氷売りを行う者²⁷⁾や、秋になると氷屋と汁粉屋を兼業する者²⁸⁾がいたことが確認できる。また、新聞の挿絵に描かれた路上の饅饨店(図-3)、饅饨船(図-4)を見ると、いずれも簡易的な屋台のような装置を、路上に置く、あるいは船に乗せて営業を行っていたことがわかる。このような簡易的な装置のみで出店でき、営業場所もかなり自由度高く設定できることも、季節限定の営業者が多く参入できた理由の一つであったろう。

このような職柄は、経済的に貧しい人々が担っていたと考えられる。1898(明治31)年の雑報記事²⁹⁾には、「北堀江一番丁の人力車夫茶木虎蔵(四十五)は女房たねとの間に今年十五歳になる長男善之助を頭に小児が六人ありて此物高に虎蔵一人の稼ぎを当てにしてはなかなか食って行かれぬ處から女房たねはにし長堀北通五丁目の土蔵の庇合(ひきあい)に氷店を出していた(後略)」と、経済的に安定しない人力車夫の女房が家計を支えるために氷屋を営業し



図-2 天神橋の橋上納涼³⁰⁾

(『明治・大正 大阪百景』より転載、野村廣太郎が有識者監修のもと、先人の伝記や証言を参照に描いたもの)

ていた事例が確認できた。さらに、社会的にも地に足つけた職業とは見做されていなかったようであり、1892(明治25)年の雑報記事³¹⁾では、道路へ店をだす商人を紙屑、買煙管仕替などの賤業をなす者と同列に位置付けている。

夏季限定の盛り場として出現した納涼場の賑わいは、このような営業者らの参入によって支えられていたことがわかる。

b) 涼み船の営業者

涼み船に関して、中之島誌³²⁾には「大川通ひの涼味船の溜りから乗り込む合船、或は雇ひ切りの船の舳の紅行燈、或は硝子張り、人気俳優の定紋入色硝子行燈つけて、幾艘もつづいて大川へと乗って来る。当時の橋詰の北濱二丁目にあつた検番の芸妓などを招き載せた涼み船から鼓、太鼓に囃したててなまめかしい紅歌の湧きたつ船、ちよんがれ船、或は大樓船、家根船など、時々は娼を売るピンショ舟など入り乱れて埋もる中を、飲食を販ぐ茶船、あんま船など客を求めて漕ぎ廻るあれば煙火船が右に左に巧みにくぐりぬけて忽ち流星、飛龍、下り龍、白玉の彩火は空中に轟いて八方を照らす、実に水陸の賑わひは毎夜盛んであつたのである」とある。船上に多様な営業が行われていたことが確認できる。

1899(明治32)年7月23日~8月19日にかけて、新聞紙上には涼み船の挿絵が連載されており、それらから様々な営業を行う涼み船の様子が読み取れる。例えば、図-5のぜんざい船では、小さな食器棚と鍋を舟に乗せ、客舟から注文があると、店主らしき人物が鍋からぜんざいをよそい、それを売り子が客に手渡す様子が確認できる。その他の物売船である酒船(図-6)、アイスクリーム船(図-7)、しる屋船(図-8)、先述の饅饨船(図-4)も同じであるが、物売り舟の多くは2人一組で営業し、1人が舟の操舵役、もう1人は客の呼び込みや対応を行う営業スタイルが基本であったものと考えられる。



図-3 餛飩を売る行商人³³⁾



図-4 餛飩を売る涼み船³⁴⁾



図-5 物売船—ぜんざい船

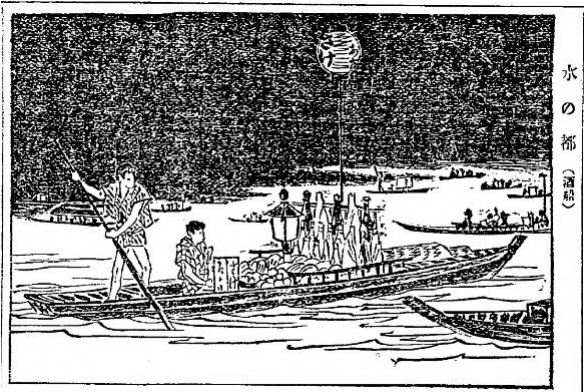


図-6 物売船—酒船



図-7 物売船—アイスクリーム船

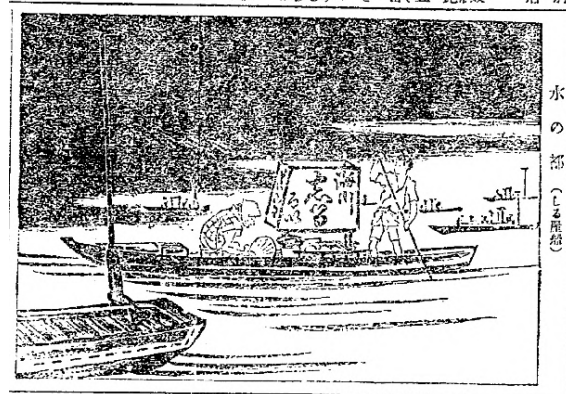


図-8 物売船—しる屋船



図-9 安治川水上警察署³⁵⁾



図-10 水上警察の巡回船³⁶⁾

(3) 水上警察による取り締まり

納涼場は、安治川の水上市警察署による大川やその支川の巡回・警備（図-9, 10 参照）により、その風俗が保たれていたという。1898（明治31）年の雑報記事³⁷⁾には、「川中なれば滅多に巡査の咎める気遣いなしと赤裸々になつて巡回船に認められ告発の上科料処分を受るもの毎日二三十名を下らず此科料金五

六圓より七八圓に達し少し暑気の激しき日は十圓以上に及ぶ事ありと安治川水上の署員は語りぬ習慣とはいへ風俗の矯正しがたきは是非もなき次第なり」とある。夏季の多いときには一日2, 30名が引致されたということから、納涼場は盛り場独特の雰囲気、かつ川中という周囲の目が届きにくい環境下で、遊客が羽目を外しがちであったこと、それらを水上警察が取り締まっていた様子が確認できる。

3. 大川納涼場と市内遊所とのつながり

(1) 堀川を介した大川納涼場と市内遊所とのつながり

大川納涼場を利用する客の交通手段は、主に徒歩、人力車、通舟だったと考えられるが、なかでも「通舟は、大川納涼の賑わいを形成する一因となったものと推測される。1883（明治16）年の記事³⁸⁾によると、通舟の通常料金は30銭～50銭に設定されていたといい、比較的安価に利用できる、現在のタクシーのような存在であったと考えられる。

納涼が賑わう日には、通舟の需要も高まる。1893（明治26）年の記事³⁹⁾には、「従来大川に大催しある毎に馬鹿に船賃を上げ、平素五十銭のものが二圓三圓といふ調子外れの直に至り甚だ宜しからぬ習慣なりし（後略）」とあり、天神祭など特別な催しがある日に船賃が法外な値段に上がる習わしが問題視されてもいた。そしてこのような日には、普段大阪以外で営業している船頭も大川で通舟の営業をしており、これらは「野良の通舟」と呼ばれていた⁴⁰⁾。この地元にな案内な「野良の通舟」が多いための弊害も見受けられた。1884（明治17）年の天神祭当日には、高麗橋西一番の鉄杭に連続して数艘の舟が突き当たり転覆するという事故があったが、この事故の原因は、「（前略）…何故此日に限り斯く多くの船が同じ處に転覆したるかを聞くに先度の大水にて瀬の流れが俄に変わりし折柄彼天神祭にて舟の多く売れしより其際に乗じて素人同様の不案内なる舟子が舟を扱ひけるより此粗相の生じたるものならんといへり人々注意すべきことなり」⁴¹⁾、つまり大雨の影響に加えて、天神祭の景況で通舟が多く売れたために、素人のような不案内な船頭が舟を扱っていたことであつたという。

通舟の乗降地点は、橋付近が多かったものと考えられる。1890（明治23）年の新聞記事には、「夏時の納涼往生とは思いつきたりやこの人安堂寺橋東詰の濱にいつも客待する通舟の船頭去る28日も黄昏頃から船を岸に繋ぎ少し早めに灯を灯して客の来るまで（後略）」と、安堂寺橋東詰で客待ちをする通舟の船頭が登場する。後年に発行された郷土誌⁴²⁾にも、本町橋付近の棧橋から天神祭の船渡御の見物のため

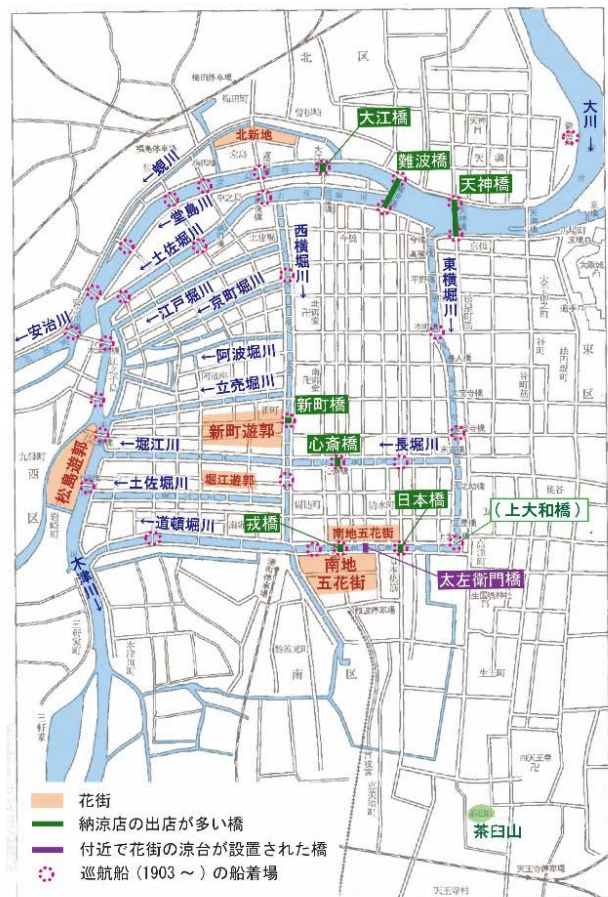


図-11 橋上納涼店が出店されていた箇所（1900年）（「明治・大正大阪百景」より抜粋、筆者加筆）⁴³⁾⁴⁴⁾⁴⁵⁾

に船に乗船した経験談が見受けられる。なお、1903（明治36）年に登場し大量輸送の草分けとなった巡航船⁴⁶⁾の船着場⁴⁷⁾も、図-11に示すように橋付近であった。以上から、橋は陸上交通と水上交通の交差点であり、人々の集積するポイントであったといえる。

また、当時の大阪では各地に遊所があり、その周辺の橋上は納涼店で賑わっていたことが、複数の新聞記事から確認できる（表-1参照）。橋上納涼の記事によく登場する橋は、戎橋、難波橋、大江橋、心齋橋、新町橋、日本橋、天神橋の7つであり、このうち戎橋、大江橋、新町橋、日本橋はその近くに遊所があった（図-11参照）。後年に取りまとめられた郷土誌類には、「夏には道頓堀川の七つの橋々の上には、細い涼み床几を欄干際並べ、甘酒やあめ湯をひさぐ茶店が店を開いた。大川へ涼みにいく客のために、岸の古びた格子造りのお茶屋から芸妓末社が飲食物を、遊船に運ぶ姿はなまめかしく、廊情緒の濃い地域であった」⁴⁸⁾という記述や、「東横堀川は東堀二浜といわれたように、川船による荷役作業がさかんであった。夜ともなれば、東横堀には納涼の遊山舟が浮かべられ、大川へ繰出した」⁴⁹⁾という納涼風景の回想がみられる。市内各川筋の遊所や船着場から、通舟を利用して納涼客を大川に招くという広域的な

表-1 橋上納涼店に関する記事

年月日	橋上納涼店に関する記事
1887 (明治 20) 年 4 月 15 日	今年は出店期間を 5 月 1 日より 9 月 30 日までと期間を延長
1888 (明治 21) 年 5 月 2 日	南警察署では道頓堀、戎橋で約 100 名の出願を確認
1888 (明治 21) 年 5 月 12 日	南警察署では戎橋の出願者数が 500 名を超えた
1888 (明治 21) 年 5 月 16 日	北区警察署では難波橋で出願者 160 名採用者 26 名、大江橋とその他橋で出願者 200 名余採用者 42 名を籤引きで決める。
1889 (明治 22) 年 5 月 2 日	南警察署では、出願者 300 名余、東警察署では 400 名余、人気なのは日本橋、戎橋、心齋橋、新町橋
1894 (明治 27) 年 5 月 3 日	南警察署では出願者計 624 名、戎橋、日本橋、心齋橋の 3 箇所だけは明後 5 日籤引きで当選者に占用許可し其他 11 箇所は翌 6 日に抽籤をする予定
1896 (明治 29) 年 5 月 13 日	南警察署の管轄にある各橋上の出店箇所を減らす

つながりが、大川納涼場の賑わいを支えていたといえる。

(2) 大川の納涼客の遊び方

このような遊所とのつながりの中で、実際に大川納涼場で遊んだ納涼客がどのような遊び方をしていたのか、その足取りを紹介する。1883 (明治 16) 年の記事⁵⁰⁾には、大川納涼場でひとしきり遊んだ客が、深夜に赴きを変えようと茶臼山へ蓮見に向かうという描写が確認される。遊客一行は、大川から船を漕ぎ出した途中で上大和橋の下手に船を着け (図-11 参照)、居合わせた三艇の腕車 (人力車) に乗り、天王寺の方へと向かっていった。仲居や芸妓を帯同していたことから、上級階層の客であったと考えられるが、大川納涼から茶臼山へという回遊ルートのあったことが確認できた。

また、特殊な事例ではあるかもしれないが、1894 (明治 27) 年の雑報記事⁵¹⁾には、花街の仲居が個人としてその場で船を調達し、料亭から酒肴も用意し、客を楽しませたとの記載も確認された。このように大川納涼では、遊客からの依頼を受けた貸座敷などが船や料理などを準備し、川へ送り出していたものと推測される。

各花街は、夏季期間中に隣接する川筋の水辺空間で催しを行っていた。例えば 1892 (明治 15) 年の雑報⁵²⁾には「毎年盆前後には南五花街にて何なりとも景気よる催しをなす筈なれど本年は川中へ涼み臺を設けしのみ企てもなければ九郎右衛門町の植田某が発起となり太左衛門橋より戎橋の間にて来る二十五日より九月三十日まで毎日午後六時より十二時まで川一杯の細工花火十二番を炊く事に決し (後略)」

との記事がある。加えて同年の雑報⁵³⁾には、この涼み台の上で行う催しの詳細が報じられており、「絹に紫ぼか中央十間し秋草模様の揃を製し戎橋より豊屋町筋まで二十二間 (筆者注: 36.4m) の涼臺を舞台とし、左右を囃子の場となし浜地の芝生に腰かけを据えて見物人の場所とする趣向にて目下準備最中なり… (後略)」と説明されていた。要約すると、道頓堀川に接続する南地五花街 (道頓堀櫓町、九郎右衛門町、南阪町、難波新地一〜四番町、宗右衛門町、図-11 参照) は夏季期間中、集客目的のために川中に涼み臺を設置しており、その周辺で仕掛け花火を打ち上げ、かつ涼み台を川中の芸妓らのステージとして見物できるように、浜地に腰をかけられるスペースを設けていたようである。

4. 結論

本稿の成果のうち、大川納涼の営業実態として、以下の点が明らかとなった。

- ・大川納涼に明確な営業期間の定めはなかったものの、橋上納涼店の出願期間や、市内の納涼に関する新聞記事の数を考慮すると、7 月から 8 月が繁忙期であったと考えられる。
- ・大川納涼の賑わいの一因となった仮設店舗の営業は、仮設店舗の営業者は簡易的な装置のみで出店でき、営業場所もかなり自由度高く設定できることから、季節限定の営業者が多く参入しており、経済的に貧しい人々がそれを担っていた。
- ・橋上納涼は大川だけでなく市内各川にかかる橋の上にも出店されていた。警察署は管轄する橋の上への出店の出願届を 5 月頃から募り、5 月半ば頃に抽選制で出店者を決めていた。南警察署への出願状況から、橋上は人気の出店場所であったことがうかがえた。
- ・涼み船の営業については、物売船に限るが操舵役と客対応役の 2 人 1 組の商売法が基本であったと考えられる。
- ・納涼場は盛り場独特の雰囲気、かつ川中という周囲の目が届きにくい環境下で遊客が羽目を外しがちであり、それらを水上警察が取り締まっていた。

さらに大川納涼場と市内遊所とのつながりについて、市内各川筋の遊所や船着場から、通船を利用して納涼客を大川に招くという広域的なつながりが、大川納涼場の賑わいを支えていた様子が確認できた。

- ・「通舟」は、大川納涼場を訪れる遊客の足として、賑わいを形成する一因となったものと推測される。比較的安価に利用でき、通船の乗降は、橋付近が多かったものと推測できる。また、祭や催し事がある日には運賃が法外な値段に設定され、市外の通船も参入していた。

- ・戎橋、難波橋、大江橋、心齋橋、新町橋、日本橋、天神橋が橋上納涼の記事によく登場したが、このうち戎橋、大江橋、新町橋、日本橋はその近くに遊所があり、大阪各地の遊所の近辺の橋上は納涼店で賑わっていた。
- ・道頓堀川から大川納涼場へ、大川納涼場から天王寺の茶臼山へといった、船による回遊ルートが確認できた。また、花街に隣接する水辺でも催しを行っていた。

謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP 20K06115 の助成を受けたものである。

参考文献

- 1) 国土交通省：「かわまちづくり」支援制度実施要項，国土交通省，2022
- 2) 大阪天満宮文化研究所：天神祭 火と水の都市祭礼，思文閣出版，2001
- 3) 小田雅俊・加我宏之・下村泰彦・増田昇：「水の都」近世大坂における管理や利用面から捉えた水辺のデザインに関する研究，第36回日本都市計画学会学術研究論文集，pp.217-222，2001
- 4) 宮本又次：船場(風土記大阪)，ミネルヴァ書房，2008
- 5) 橋爪紳也：心齋橋筋の文化史，心齋橋筋商店街振興組合，1997
- 6) 田野登：水都大阪の民俗誌，和泉書院，2007
- 7) 橋本政子・堀繁：江戸の河岸の空間デザインとその規範に関する研究，第32回日本都市計画学会学術研究論文集，pp.283-288，1997
- 8) 岩崎・加我・下村・増田：『淀川兩岸一覽』から捉えた近世の水辺の名所空間を支える緑景観に関する研究，ランドスケープ研究，70巻，5号，pp.611-616，2007
- 9) 暁晴翁，松川半山：澱川兩岸一覽 宇治川兩岸一覽，柳原書店，1978
- 10) 大阪朝日新聞 1893 (明治26)年07月16日「川開という事について」
- 11) 高安月郊(いまか著)：「畿内見物 大阪の巻」，金尾文淵堂，pp.20-21，1911
- 12) 中之島尋常小学校創立六十五周年記念会・中之島幼稚園，創立五十周年記念会：中之島誌，臨川書店，pp.697-698，1974
- 13) 林倫子：大阪大川中洲納涼場の開設経緯と営業実態，景観・デザイン研究講演集，No.15，2019
- 14) 日本新聞印刷所内大阪郷土文化会：大阪今昔図絵(第老集・第式集)，日本新聞印刷所内大阪郷土文化会，1952
- 15) 篠崎昌美：浪華夜ばなし：大阪文化の足あと，朝日新聞社，1954
- 16) 宮本又次：キタ 風土記大阪，ミネルヴァ書房，1964
- 17) 中之島をまもる会：中之島一よみがえれ わが都市一，ナンバー出版，1974
- 18) 林倫子：京都鴨川川中における明治期の夏期納涼営業の変遷—日出新聞・京都日出新聞の記事を中心に—，土木学会論文集 D1 (景観・デザイン)，Vol.71，No.1，pp.26-36，2015
- 19) 松村博：大阪の橋，松籟社，pp.86-89，1987
- 20) なにわ物語研究会：大阪まち物語，創元社，pp.185-221，2000
- 21) 朝日新聞 1887 (明治20)年04月15日「日覆と納涼店」
- 22) 前掲18)
- 23) 前掲18)
- 24) 橋爪紳也：「水都」大阪物語—再生への歴史文化的考察，藤原書店，p.112，2011
- 25) 前掲12) pp.697-698
- 26) 大阪朝日新聞 1896 (明治29)年5月13日「橋上氷店の出願人」
- 27) 大阪朝日新聞 1891 (明治24)年07月18日「氷売りの目的違い」
- 28) 大阪朝日新聞 1889 (明治22)年09月18日「流の末(4)」
- 29) 大阪朝日新聞 1898 (明治32)年08月26日「小見水に溺れる」
- 30) 大阪朝日新聞 1892 (明治25)年05月03日「霧雨に貧民の困難」
- 31) 野村廣太郎画，宮本又次：明治・大正 大阪百景，保育社，pp.23-24，1978
- 32) 前掲12) pp.697-698
- 33) 大阪朝日新聞 1889 (明治22)年09月26日「論説：大阪の為すべき仕事(承前)」
- 34) 大阪朝日新聞 1899 (明治32)年07月30日「水の都(鑑船)」
- 35) 大阪朝日新聞 1898 (明治31)年08月18日「裸体の價值」
- 36) 大阪府：水上警察，大阪府写真帖，大阪府編，1914，大阪市立図書館所蔵
- 37) 大阪朝日新聞 1899 (明治32)年08月01日「水の都(巡廻船)」
- 38) 朝日新聞 1883 (明治16)年07月26日「例年の通りでは」
- 39) 大阪朝日新聞 1893 (明治26)年07月09日「船屋の賃定め」
- 40) 大阪朝日新聞 1893 (明治26)年07月27日「天神祭の景況」
- 41) 朝日新聞 1884 (明治17)年07月27日
- 42) 伊勢戸佐一郎：埋もれた西区の川と橋，大阪中部ライオンズクラブ，pp.11-378，1990
- 43) 前掲33) p.54
- 44) 前掲12) pp.581-583
- 45) 篠崎昌美：「大阪文化の夜明け」，朝日新聞社，pp.94-102，1961
- 46) 前掲19) pp.186-187
- 47) 朝日新聞 1883 (明治16)年08月07日
- 48) 前掲32) pp.23-24
- 49) 加藤政洋：花街 異空間の都市史，朝日新聞社，p.237，2005
- 50) 「大阪の川」編集委員会：大阪の川 河川の変遷，大阪市土木技術協会，p.279，1995
- 51) 大阪朝日新聞 1894 (明治27)年08月04日「中居のお村」
- 52) 大阪朝日新聞 1892 (明治25)年08月23日「細工花火」
- 53) 大阪朝日新聞 1892 (明治25)年08月28日「遊郭の催し物」